

近江八幡市立島小学校

いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月策定
平成 30 年 4 月改定
令和 5 年 11 月改定

近江八幡市立島小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月策定

平成 30 年 4 月改定

令和 5 年 11 月改定

I 基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法 第2条）

（注1）「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を示す。

（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

（注3）けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（注4）学校は、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、見守る・「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

2 いじめの構造

いじめはいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）という二者関係だけでは成立しないことが多い。周りではやし立てたり面白がったりする存在（観衆）と、黙ってみている存在（傍観者）を含めた四層構造の中で発生する。また、子どもたちの間にはさまざまな人間関係があり、この関係性は固定したものではなく、いじめが同時発生的に起こる場合もある。いじめはこの四層構造を基本に考え、以下のような考え方に留意する必要がある。

①いじめられた児童の立場から見ると、観衆や傍観者も含めて周りの者みんなが加害者と認識されることがある。

- ②観衆や傍観者が、いじめがあることを苦にしながらも、訴えたり、仲裁したりすることが難しい状況に置かれていることがあるため、加害者以外はすべて被害者とする考え方もある。
- ③「自分とは関係がないこと」と考える子どもが増えることは、傍観者の増加につながる大きな問題である。
- ④傍観者は、この構造の中で最も多い人数と考えられるので、この傍観者の中から仲裁者を育成することが、いじめの指導には重要である。

3 いじめの特徴

1) いじめは多様で見つけにくく、事実認定が難しい

- ・いじめを行った者が認めない場合や、加害者が表に出ないいじめがある。
- ・いじめを受けたものが気づいていない、気づいても認めない、認めても声に出せない、相談できないことがある。
- ・学校で生じるいじめは、「ふざけているだけ」等の「言い訳」が存在するため、いじめとしてみえづらくなる。
- ・いじめは様々な人間関係の中で生じるため、関係者の認識に差が生まれ、事実の確認が容易でない場合がある。
- ・事実の確認とその積み上げだけではいじめの認定が難しいことがあるため、被害者や加害者との関係性に着目する必要がある。

2) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3) いじめは周りに打ち明けたり訴えたりしづらく心身に多大な影響を与える

- ・周りの人から責められることで、いじめられた本人が「自分が悪い」と思う気持ちになったり、いじめを認めること自体が心の傷となったりする。
- ・いじめではない（いじめられていない）と自分自身で思うことで、心のバランスを保っていることがある。

- ・自尊心がひどく傷つく。
- ・身近な人だからこそ、心配をかけないように、かえって相談できない場合がある。

上記の考え方のもとにして、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、ここに「いじめ防止基本方針」を策定した。

4 本校のいじめに対する基本的姿勢

- 1) いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題である
 - ・一人の教職員が抱えるのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。
 - ・学校だけでなく、社会総がかりで取り組むために、関係機関や地域・保護者と積極的に連携する。
- 2) いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもつ
 - ・「いじめは決して許されるものではない」という強い思いをもつ。
 - ・子どもが安心して相談し、生活を送れる環境をつくる。
 - ・自他の命を大切にすることを、日々のかかわりの中から伝えていく。
- 3) どの子にも、どの学校でも起こりうるものであるという危機意識を持つ
 - ・日頃から「もしかしていじめかも」という危機意識を持つ。
 - ・普段から、子ども一人ひとりに声をかけ、子どもの言動をしっかり見守る。

5 学校におけるいじめへの基本的な対応

- 1) いじめられた側の立場に立って、子どもの「つらさ」を共感的に受け止める
 - ・子どもに被害感があれば、「いじめ」としてとらえ、丁寧に対応する。
 - ・子どもの気持ちに寄り添い、「つらかったね」「気づけなくてごめんね」「よく相談してくれたね」といったメッセージを送り、子どもの声にじっくりと耳を傾ける。
 - ・「いじめられた方にも問題がある」という考えは、いじめられている子どもの絶望感や孤独感を与えるということを認識する。
 - ・子どもが話しても大丈夫と思えるような信頼関係を日頃から作ることを心がける。
- 2) 子どもの普段の言動からSOSを読み取る

- ・日頃から子どもをよく観察し、少しでも気になることがあれば、積極的に声をかけていく。
- ・日頃から教職員間の情報共有や保護者との綿密な連携を図り、子どもの変化をつかむようにする。

3) 迅速かつ組織的に対応する

- ・いじめられた子どもにとって、毎日が非常に長くつらいものであることを認識する。
- ・「しばらく様子を見ましょう」という判断はせず、迅速な対応をする。
- ・担任一人に対応を任せるのではなく、組織的な対応をする。
- ・できる限り多くの人から情報を収集する。

4) 加害者への適切な指導で再発を防ぐ

- ・いじめをしてしまった子どもが何に悩んでいるのか、その原因や背景を理解する。
- ・必要に応じて福祉などの関係機関との適切な連携を図る。

5) 子ども自身の解決していきたいという思いを支援する視点が大切である

- ・子ども自身が訴えたり、問題を解決したりできる力を引き出す。
- ・「子どもの目線」に立って、子どもの話をしっかり聞く。
- ・謝罪の指導だけに終わらず、自分たちで解決する力の育成や、中長期的な人間関係の修復を図る。

II いじめ防止等の取組

1 いじめ防止基本方針の策定

本校におけるいじめの防止等の基本的な方向性と取組内容を「いじめ防止基本方針」として定める。

いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるように努める。

いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒およびその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながると考える。

いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開する。また、その内容を、

必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 いじめ防止対策委員会の設置と役割

いじめの問題に組織的かつ実効的に取り組むため、校長・教頭・教務（主幹教諭）・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・当該学級担任・当該学年主任・ＳＣ・ＳＳＷ等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

3 いじめに対する取組と対応「いじめストップ・アクションプラン」

1) 未然防止のために

- 一人ひとりの子どもが大切にされる、いじめのない学校づくりを進める
 - ・ いじめは絶対に許さない、いじめられている人を守り通す」ことを子どもたちや保護者、地域に宣言する。
 - ・ どの子にも「だめなことはだめ、いいことはいい」と毅然と言い切る指導を徹底する。
 - ・ わかりやすい授業、魅力ある授業に努め、授業を通じて「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育む。
 - ・ 授業や様々な活動を通じて、積極的に子どもが参加や発言できる場を与える。
 - ・ 道徳教育や体験活動を充実させ、社会性や自主性を育むとともに、「正義」と「思いやり」の気持ちを育む。
 - ・ 「豊かな人間関係を育む力」を培うよう、特別活動の年間計画を立てる。
 - ・ 子どもたちが「いじめをしない、させない学校づくり」のために、児童会・学級活動等で主体的に取り組んでいくよう支援する。
 - ・ いじめや差別を絶対に許さないことを、日常の教育実践活動の基本とし、人権教育の充実に努める。

○職員研修の充実と生徒指導・教育相談体制の充実を図る

- ・ 子どもや保護者の思いや気持ちを十分に理解するための研修を積み上げ、いじめに特化した研修を実施する。
- ・ 「報告」「連絡」「相談」を学校内で十分機能させ、速やかな方針決定とそれに基づく校内の体制の強化を図る。
- ・ 子どもの行動の背景を読み取り、専門家に的確につなぐ等、解決に向けた具体的な手だてができるための研修会を実施する。
- ・ 外部関係機関との連携がいつでもとれるよう、日頃から意思疎通を図っておく。
- ・ 子どもや保護者・地域から信頼される教師を目指し、人間的魅力や指導力を身につけ

るよう、学び合う機会を積極的につくる。

- ・学校評価において、いじめに対する取組が適切に行われているかを検証する。

○地域との連携

- ・地域における青少年健全育成に向けたはたらきかけを行う。
- ・保護者や地域に対し、いじめ防止に資する研修会を開催したり、いじめ問題に対する協働のための取組をすすめたりする。

2) 早期発見のために

○教職員の気づきの能力を高める

- ・些細なことであっても、いじめではないかとの疑いを持って関わる。
- ・悩みを気軽に相談できるよう、日頃から子どもとの信頼関係づくりに努める。
- ・些細な変化を見逃さないように、休み時間、昼食時、放課後等において挨拶や声かけを積極的に行うなど子どもとのふれあいに努める。
- ・校務分掌を整理する等工夫して、教職員が子どもと向き合う時間を増やす。
- ・子どもへのアンケート調査を毎学期実施し、早期発見の手立てとする。
- ・アンケートをもとに子どもの個人面談を行い、子どもの悩みや人間関係、いじめに対する相談を行い、問題の早期発見、早期解決を図る。
- ・日頃から幅広く子どもに関わる事柄について教職員間の情報共有を行う。

3) 早期対応のために

○いじめの発見もしくはいじめの訴えがあれば、直ちに対応する

- ・いじめを発見したり、訴えを聞いたりした場合は、すぐに報告する。
- ・速やかに「いじめ対策委員会」を開く。
- ・安全を確保したうえで事実確認を行い、内容の照合を行う。
- ・速やかに事実関係の集約を行い、今後の対応策を立てる。
- ・全教職員で対応策の共通理解をし、該当児童とその保護者に説明し、理解と協力を求める。
- ・教育委員会に早い段階で報告し、必要に応じて継続的に連携する。
- ・関係機関や地域の協力も得ながら、いじめの解消に向けた具体的な道筋をつける。
- ・いじめを発見し、報告した子どもを守りきる。

○いじめを受けた子どもを守りきる

- ・十分に話を聴き、絶対に守り切ることを約束して安心感を与える。
- ・解決に向けて、本人および保護者に具体的プランを示して協力を得る。
- ・いじめを受けた子どもにも原因があるという対応はしない。

- ・ 専門家と連携した対応を行う。
- ・ いじめを受けた子どもが安心して学習できる環境づくりに努める。
- ・ いじめ行為が止んでも、相当期間は注意深く見守り、安心感を持たせながら継続的な支援を行う。
- ・ いじめが解消した状態になっても、日常的に注意深く見守る。

○いじめを行った子どもが深く反省し、二度といじめを繰り返さない指導を行う

- ・ 正確な事実確認を行う。
- ・ 中立的、受容的に対応し、しっかり耳を傾けて話を聴く。
- ・ いじめの背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
- ・ 状況に応じて、専門家と連携した対応を行う。
- ・ 相手の辛く悔しい気持ちを理解させ、心からの謝罪が行えるよう導く。
- ・ 償いの気持ちが行動であらわせるよう支援し、再発防止に努める。
- ・ 保護者の理解のもとに、徹底した指導・支援を行う。
- ・ いじめ行為が止んでも、相当期間は注意深く見守り、継続的支援を行う。
- ・ いじめが解消した状態になっても、日常的に注意深く見守る。

○周りで見ていた者に、いじめをなくすための行動がとれるように指導する

- ・ 子どもが安心できる環境の中でしっかりと話を聞く。
- ・ 日頃から声かけを行い、子どもが相談しやすい信頼関係づくりに努める。
- ・ 見て見ぬふりや、自分とは関係ないと考え、いじめを容認したことになるという認識を持たせる。
- ・ 自分の問題としてとらえ、今後、自分はどうすべきかを深く考えさせる。
- ・ 学級会等を開き、学級としてどうすべきかなど、しっかりと考える機会をつくる。
- ・ 進んだ取組を全校に広げ、再発防止に努める。
- ・ 子どもと教職員がいじめについて話し合う機会を設ける。

○保護者への説明責任を果たし、協力を得る

- ・ 被害、加害の保護者には、必ず「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取組」について、理解と協力を求める。
- ・ 加害の子どもとその保護者に来校を求め、いじめられる側の思いに至るまで話し合う。
- ・ 「いじめ対策委員会」の判断のもと、保護者会の開催を検討し、開催する場合は、いじめの事実と学校の対応、取組について説明し、理解と協力を求める。
- ・ いじめが解消している状態になっても、適宜、学校の様子を保護者に報告する。

○地域との連携を進める

- ・個人情報に十分配慮して、地域・関係機関への説明や協力依頼を行う。
- ・福祉機関とも連携し情報を共有する。
 - ・わかる授業、魅力ある授業の創造に努め、基礎、基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感、成就感を育てる。
 - ・気軽に相談できるよう、子ども、保護者との関係づくりを大切にする。
 - ・一人ひとりの良いところをみんなで見つけたり、評価できるような取組を増やす。
 - ・子どもの一人ひとりの自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ・人権感覚を育成できるような取組を各委員会活動や児童会活動で仕組む。
 - ・安心して自分を表現できる年間カリキュラムを作成する。
 - ・人とつながる喜びを味わう体験活動を行う。
 - ・学校の取組をホームページ等で発信する。

4) いじめの解消の2要件

○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットの通じて行われるものを含みます。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要である。相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、安心・安全な生活が送れていること

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められることが必要である。被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5) ネット上のいじめに対する対応

- ・日常的に情報モラル、誹謗中傷、スマートフォン、パソコンについての危険性、フィッシングサービス利用の徹底やライン等の適切な活用について子ども、保護者両者に働きかける等、危険から身を守る知識と技術を身につけるよう啓発していく。
- ・もし、ライン等への不快な書き込みが発覚した場合、書き込み内容を保存、プロバイダへの削除依頼を行う。
- ・書き込みの内容によっては、警察や法務局との連絡調整を行う。
- ・書き込まれた子どもには、状況に応じて心のケアを外部機関と連携しながら検討、実施していく。

- ・書き込んだ子どもが特定できる場合は、本人への指導、保護者への連絡を実施し、再び同じ事が起こらないよう家庭で協力してもらう。

6) いじめ問題に取り組むための校内組織

○校内の組織

- ・いじめ防止対策委員会（前述）
- ・学年部会

月に数回、子どもの状況について、情報を共有、指導について検討する。必要な場合は、職員会議または生徒指導会議を持ち、各担任、養護教諭、特別支援学級担任、管理職、生徒指導主任で、問題傾向にある子どもについて、現状や指導についての情報の交換、検討、及び共通行動、取組について話し合う。

- ・子どもを語る会

学期に1回以上、全職員参加で全校の子どもや課題を有する子どもについて、情報交換を行い、指導方法等を検討する。

○家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・緊急生徒指導委員会

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、状況によっては、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題が発生した場合、状況によって本会を開催する。その場合のメンバーは、以下の通りとする。

管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担、SC、SSW、PTA会長、近江八幡警察署、主任児童委員、島学区連合自治会長、青少年育成市民会議会長、島コミュニティーセンター長、島学区まちづくり協議会会長

III 重大事態への対処

1 教育委員会または学校による調査

1) 重大事態の発生と調査

① 調査を要する重大事態の例

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

○その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

②重大事態の報告

重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

- ・学校 → 教育委員会 → 市長および県教育委員会

③調査の主体

○教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

○学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

○教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りである。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

④調査を行う組織

○学校が組織した「いじめ防止対策委員会」又は教育委員会が設置した「いじめ対策専門会議」において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

○重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、「いつ頃から」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校、教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
- ・いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校法人が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したり

して、対応に当たる。

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合)

- ・いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

⑥いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

- ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・学校が調査を行う場合において、教育委員会及び学校法人は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

2) 調査結果の報告及び提供

①調査結果は、速やかに報告を行う。

調査結果の報告先は、下記の通り。

- ・学校 → 教育委員会 → 市長および県教育委員会

②いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

- ・学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

- ・ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会及び学校法人は、情報の提供の内容、方法、時期などについて必要な指導及び支援を行う。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

1) 再調査

- ・ 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- ・ 再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- ・ 構成員は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や心理や福祉の専門家の派遣等の支援を行う。
- ・ 市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。